平成２６年（フ）第４１０号
埼玉県越谷市大字大里76番地27
破産者　山口　　薫
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
愛知県津島市蛭間町字逆川東901―１　アイランド201号室、従前の住所愛知県稲沢市今村町郷153番地１
破産者　荻野　生子
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第８９号
愛知県碧南市六軒町２丁目97番地、前住所愛知県碧南市天神町２丁目46番地６
破産者　上田美佐夫
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
愛知県岡崎市土井町字藤ノ木乙18番地　アメニティＢ―301、前住所沖縄県宜野湾市大山２丁目８番10―301号　メゾンヒガⅡ
破産者　山口麻亜未（旧姓古瀬）
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
愛知県豊橋市佐藤１丁目20番地13　Ｂ―201
破産者　原　　理雄
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第９７１号
京都市中京区壬生坊城町48番地３　壬生坊城第二団地第３号棟911号室、前住所福岡市中央区警固１丁目８番12―1501号
破産者　中川　史典
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７３７号
兵庫県西宮市今津真砂町１番２―204号
破産者　安田印刷こと　安田　隆一
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７７号
兵庫県西宮市段上町６丁目22番15―301号
破産者　木原こと　鄭　　義和
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７５号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目７番18号パークサイド・ヴィラ２のＣ、前住所兵庫県尼崎市南塚口町１丁目20番23号南塚口コーポ303
破産者　谷塚　敏夫
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７９号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目26番３号
破産者　山下清美こと　金　　清美
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４１４号
兵庫県西宮市戸田町２番２―305号
破産者　小城工務店こと　小城　徹也
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４８４号
兵庫県芦屋市若葉町５番２―523号
破産者　早見　　武
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４８８号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目17番地の３パークアベニューⅡ103
破産者　白幡　政弘
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５４７号
兵庫県姫路市飾磨区中島２丁目817番地６
破産者　井上　康司
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２０８号
兵庫県姫路市香寺町香呂400番地　丸福団地118号119号
破産者　大垣　厚司
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３８１号
広島県安芸郡府中町浜田１丁目２番５―202号
破産者　柏本　秀人
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６５２号
広島市安佐北区三入東２丁目58番６号
破産者　宇津田憲輝
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８３号
広島市安佐北区可部７丁目12番17―４号
破産者　大下塗装工業こと　大下　　隆
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９５１号
福岡県大野城市若草２丁目31番５号
破産者　寺井　芳康
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部